

入間市新庁舎等整備事業審査委員会条例 制定要旨

1 経緯

「入間市役所等整備計画」に示したとおり、新庁舎等の整備に向けては、令和元年度に「P F I 導入可能性調査」を実施しました。調査の結果、P F I 手法の有効性が確認されたため、今後 P F I 手法の導入を検討していくこととしました。

P F I 手法の導入に向けては、令和2年5月に策定した「入間市P F I 導入ガイドライン」に沿って検討を進めることとしており、ガイドラインに基づいて、知識経験者と市職員で構成する審査委員会を設置し、検討の各段階において審査を受ける必要があります。

2 趣旨

この条例は、市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「法」という）の規定に基づき実施する事業について、専門性、客観性、公正性及び透明性を確保する目的で審査等を行う「入間市新庁舎等整備事業審査委員会」を設置するために制定するものです。

3 所掌事務

(1) 法第5条に規定する実施方針に関すること

事業内容や事業範囲を決定し、実施方針を公表する前に内容を審査します。

(2) 法第8条の規定による特定事業の選定に関すること

想定する事業について、従来手法とP F I 手法など官民連携事業として実施した場合のシミュレーションを行い、各手法を比較し評価します。評価を踏まえて特定事業の選定の適否を審査します。

(3) 法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関すること

事業に対する民間事業者からの提案を踏まえて、事業者を選定します。

(4) 上記のほか市長が必要と認める事項に関すること

4 施行期日

令和3年4月1日